

生活保護のしおり

―― 生活保護を受けられた方に ――



生活保護を受けられる上で大切なことが書いてありますので、必ずこのしおりを読んでください。

県福祉事務所は、町(村)役場などの関係機関と連携を取りながら、あなたの世帯を支援します。ケースワーカーの家庭訪問時はもちろんのこと、何かあればいつでも県福祉事務所に出掛けられ、遠慮なくご相談ください。

生活保護法の2つの柱

生活保護法は、次の二つの目的をもっています。

- ① 最低限度の生活の保障
- ② 保護を受けられている方の自立

県福祉事務所は、保護の必要な方には必要な保護を行うとともに、自立に向けた最大限の努力をしていただくという姿勢で、法の目的達成のため全力で取り組んで参ります。

保護を受けられた方（被保護者）には、「権利」がある一方、「義務」が課せられていますので、この点をよく理解して、生活の維持・向上に努めてください。

※ 義務違反の場合には、保護を変更、停止又は廃止する場合があります。

被保護者の権利は

- ①正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ②保護により支給された金品は、課税されません。
- ③保護により支給された金品、またはそれを受け取る権利は、差し押さえられません。
- ④決定された保護の内容に納得できないときは、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

被保護者の義務は

- ①生活上の義務
 - ・能力に応じて働くこと。
 - ・保護費を計画的に使い、生活の維持、向上に努めること。
 - ・病気のために働けない方は、医師の指示にしたがって、一日も早く治すよう努力すること。
- ②届出の義務
 - ・家族の人数が変わったとき（転出・転入・死亡・出生）
 - ・収入が増えたとき、減ったとき（就職・転職・年金・手当・仕送り）
- ③福祉事務所の指導等に従う義務
- ④福祉事務所の検診命令に従う義務

病気になったとき

- ① 「国民健康保険証」をお持ちの方は、役場に返してください。
- ② 病院（診療所）では「健康保険証」の代わりに、「診療依頼書」を提示して受診することになります。
- ③ 「診療依頼書」は、印鑑持参のうえ役場に出向き、所定の手続きをして、もらってください。
役場の了解なく、病院（診療所）に受診することはできません。
「診療依頼書」の有効期限は、発行日からその月の月末までです。
- ④ 急病で受診前に役場へ出向くことができないときは、役場に電話で連絡連絡ください。また病院（診療所）窓口では、生活保護を受けていると言ってください。
- ⑤ 国民健康保険以外の健康保険の資格ができた場合は、すぐに役場または福祉事務所に連絡してください。

保護費を受け取るには

- ① 毎月はじめに金融機関口座に振り込まれます。保護開始時や、振込先の口座を変更したいときは、福祉事務所に届出をしてください。
- ② 口座振込みの利用が難しい事情がある場合は、担当のケースワーカーに相談してください。

保護費の返還

差し迫った事情があったため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合は、資力を生活費にあてることが可能となったときに（現金化）、すでに給付された保護費（医療費を含みます。）を返還していただきます。

例えば、次のような場合です。

- ① 資産を売却したとき
- ② 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき
- ③ 各種の年金、手当をさかのぼって受け取ったとき
- ④ 交通事故の示談金・補償金等を受け取ったとき

事実と違う申請をしたり、収入を申告しないなど、不正な方法で生活保護を受けたときは、保護費の返還のほか、法律により処罰されます。

よくある質問 Q & A

Q. 患っていた病気も完治したのですが、働く気力がわきません。
働くとかえって、保護費が減らされるという噂を聞くのですが、本当でしょうか？

A. 病気の完治おめでとうございます。確かに病気が治ったばかりでは、すぐに毎日働くことは難しいかもしれません、日々少しずつ頑張ってください。

生活保護法の目的は、あなたの自立です。福祉事務所も、あなたを応援していきますので、あなたもご自身の働く能力を活用してください。

保護の制度上、あなたが働いて得た収入によって、保護費は減額されます、給与収入と保護費の合計額は、増える仕組みになっていますので、心配は無用です。

なお、あなたに働く能力があるにもかかわらず、活用されない場合、生活保護法第27条の規定に基づいて、福祉事務所がさまざまな指導をすることになっています。

Q. 保護を受けていることを人に知られたくないのですが？

A. プライバシーに関するることは守秘されます。しかし、保護の制度上、民法上あなたの扶養義務の責任を持つ方には、当福祉事務所から扶養できるかどうかの照会をします。

また、福祉事務所の職員以外に役場の職員と地域の民生委員が保護の実施に関わりますので、ご承知ください。

Q. 実は、福祉事務所に内緒で、収入を申告せずに働いていたのですが、罰則はあるでしょうか？

A. それは、いけませんね。あなたには収入を申告する義務があります。生活保護法では、第78条で、不正な申告で保護を受けた場合を規定しています。あなたが受けた保護費は、一括で返還していただきます。

また、福祉事務所は法の第29条により、あなたの所得状況を調査する権限をもっています。

Q. 生活保護受給中に自動車を持つことはできますか？

A. 原則、自動車の保有は認められていません。

ただし、障害をお持ちの方の通勤用など、例外的に認められる場合があります。特別な事情がある場合はご相談ください。

◎詳しくは、現在お住まいの町(村)役場か、下記の県福祉事務所（愛知県新城設楽福祉相談センター地域福祉課）にお尋ねください。

◆北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)を管轄する県福祉事務所

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
新城設楽福祉事務所設楽駐在	0536-63-0070	設楽町田口字川原田6-18	441-2301

◆町村役場

名 称	電 話	所 在 地	郵便番号
設楽町役場町民課	0536-62-0519	設楽町田口字辻前14	441-2301
東栄町役場住民福祉課	0536-76-0503	東栄町大字本郷字上前畑25	449-0292
豊根村役場住民課	0536-85-1311	豊根村下黒川字蕨平2	440-0403